

Ⅲ. 仮想通貨の私法的意義

——東京地方裁判所平成26年（ワ）第33320号事件判決から——

趙 磊

I. 課題の提起

2008年にビットコインが登場して以来、仮想通貨は徐々に広く知られるようになり、広く注目されてきた。当面、仮想通貨の合法的地位を認める国は多く、他方で、その発行と流通を明確に禁止する国もある。しかし、仮想通貨は確実に存在し、また、大きな市場と取引上の価値があることは紛れもない事実である。国として、仮想通貨の法的地位を認めなくても、それによる法的紛争に直面せずにはいられない。

仮想通貨に対して、日本はずっと積極的な態度をとってきた。法律制定を通じてその合法的地位を認めただけでなく、2018年2月に、16の仮想通貨取引所を正式に許認可した。すると、日本の仮想通貨市場は非常に活況となり、円はビットコインを含めた主流の仮想通貨の主要な決済通貨の1種となった。日本の仮想通貨市場は活気を呈すると同時に、極めて大きな投資リスクが潜んでおり、それによって法律上の新しい問題が起こった。2014年2月に、日本で最大の仮想通貨取引所である MT.Gox はサイバー攻撃をうけ、自社の10万のビットコイン及び、ユーザーが預けていた75万のビットコインが一晩で消失したと報道された。当社は、三日後に取引停止を発表し、破産を申請した。本報告は、東京地方裁判所平成26年（ワ）第33320号事件判決⁽¹⁾を切り口に、従来の私法理論で仮想通貨をいかに取り扱うかを分析し、中日両国の裁判所のこの問題における共通点と相違点を比較したい。

(1) 東京地方裁判所平成27年8月5日（平成26年（ワ）第33320号ビットコイン引渡等請求事件）判決。裁判結果：請求棄却。

II. 仮想通貨は所有権の客体となるか？

1. ビットコインは民法における「物」となるか——双方の争点——

2015年の東京地方裁判所によるビットコインに関する民事判決を例として挙げる。当事件では、原告は、破産会社 MT.Gox に、ネット取引所で原告が所有するビットコイン及びそれを自由に処分する権利の取戻しを請求した。ここで、原告は当該取引所を利用する顧客であり、被告は破産会社の破産管財人である。

双方当事者は、ビットコインが所有権の客体となるか否かをめぐって激しく論争した。

原告は、「所有権の客体は有体物であるが、権利の客体の角度から分析すれば、法律上の排他的な支配が可能である物はすべて『有体物』の定義に合致する。ビットコインは、民法85条に定めた有体物の定義に合致し、所有権の客体である」と主張した。

被告は、「所有権は、『物』即ち『有形物体』を客体とするため、無体物は客体となれない。ビットコインネットワークを通じてビットコインを送付する場合、各ビットコインを表象する電磁的記録がなければ、ビットコインは単に観念的存在で、『有体物』の定義に合致せず、所有権の客体となれない。そのため、原告が本件ビットコインの所有権を有することはなく、それに基づいた取戻し権を有することもない」と主張した。

被告の観点は「日本民法典」85条の定めに基づく。有体物説は、ドイツに起源する。ドイツ法学界は有体物につき、人間が感知でき、制御できるという条件を充たす物だと一般的に解釈している⁽²⁾。深く分析すれば、「人間が感知できる」とは有体物の形式に対する要求で、「人間が制御できる」とは有体物しか実現できない実質的な効果であることがわかる。大陸法系の伝統的な民法理論によって、所有権の客体は原則上、有体物に限る⁽³⁾。その理由は、所有権は支配の権利であり、有体物を対象としてはじめて占有と使用、収益、処分という権能を満たせるためである。

(2) 孫憲忠『ドイツ当代物権法』（法律出版社、1997）2頁。

(3) 王利明『物権法論』（中国政法大学出版社、1998）40頁。

2. ビットコインは物の「管理可能性説」に合致する

日本の法学界では、物の定義につき、有体物説のほか、それと対抗するもう一説があり、いわゆる管理可能性説である⁽⁴⁾。我妻栄氏は、電力をはじめとしたエネルギーは物理的な有体物でないが、法律上の排他的な支配が可能であり、もし法律上の「物」から排除されれば、現代社会経済の需要に適應できなくなるため、「民法」の物を拡大解釈をする必要があると指摘した⁽⁵⁾。管理可能性説では、物の定義につき、「人間が感知できる」ことを要求せず、「人間が制御できる」ことだけ要求する。裁判官は、所有権の意味での物は、有体物説と管理可能性説両方の要求を満たす必要があると考え、それによってビットコインの所有権を有するという原告の主張を否定した。

確かに、ビットコインは暗号学原理をベースに、インターネット仮想空間に存在する電子決済システムであり、物理的な有体物ではなく、従来の民法の定める「物」でもないということは明確である。一方、電力は民法上の物であることに誰も否定しなくなったように、法律上の物の概念は開放的であるべきで、発展の目で見なければならぬ。法律上の排他的な支配又は管理の可能性及び独立的な経済性さえあれば、法律上の「物」として認定できるのではなからうか⁽⁶⁾。この角度から見れば、「管理可能性説」は現代の民法理念と時代発展の要求に、より合致すると考えられる。

1980・90年代以来、人間社会はインターネット時代に入り、仮想空間で行う活動はますます多くなってきた。ビットコインは仮想空間に存在する一連の情報とデータからなり、ブロックチェーンという特別の技術を通じて、物の「管理可能性」特徴を完全に備え、財産としての性質を持つようになった。

一方では、ビットコインはその「所有者」に制御・支配されることができ、他方では、「所有者」はそのビットコインに対して排他的な支配が可能である⁽⁷⁾。

(4) 川井健『民法概論1 民法総則第4版』(有斐閣, 2008) 112頁。

(5) 我妻栄『新訂民法総則』(岩波書店, 1972) 201~202頁。

(6) 楊立新・王中合「ネットワークにおける仮想財産の物権属性及びその基本的規則を論じる」国家検察官学院学報(2004, 第6号) 7頁。

(7) 趙磊「ビットコインの法律属性を論じる——HashFast 管理人が MarcLowe を起訴する事件から」法学(2018, 第4号) 156頁。

3. ビットコインは所有権の客体となりうる

伝統的な民法理論によって、所有権の客体として、下記三つの要件を満たす必要がある。一つ目は有体物で、二つ目は支配可能性、三つ目は非人格性である⁽⁸⁾。科学技術が高度に発展している現代社会において、大陸法にある所有権の概念はすでに経済発展の需要に適応し、柔軟になってきた。一方では、無体物の概念がすでに認められ、物権法で守られるようになった。他方では、新しくコモン・ローの財産に似た概念も出てき始めた⁽⁹⁾。財産を物理的な有体物に固定化したのは、大陸法系の国が物権法体系の完全性を確保するためであるが、それはローマ法を継承したもので、常に変化している現代社会にもはや適応できなくなってきた。実は、ローマ法時代に出てきた無形物の概念は、具体的な権利に対して「物の主観的擬制」の結果である⁽¹⁰⁾。この意味では、英米の財産法の物の概念はより科学的であって、具体的な物だけでなく、感知できず想像するしかない抽象的な物も含まれる⁽¹¹⁾。ビットコインは、代表的な財産内容を持っていることで、所有権の客体となりうると考えられる⁽¹²⁾。

本件では最終的に、裁判所は原告の請求を棄却し、ビットコインを日本の民法上の所有権の客体として「物」の可能性を否定した。本件の裁判官は伝統的な民法理論を堅持し、ビットコインという特別な物に対して、科学的な認識を持っていないことがわかった。裁判所がビットコインを所有権の客体として否定したもう一つの理由は、ビットコインに排他的な支配性という特徴がないことである。それがために、裁判官は判決文で、ビットコインの運行メカニズム及びその要素技術であるブロックチェーンの稼働メカニズムに関して、詳しく説明したが、ビットコインの取引にブロックチェーンにいるほかのユーザーの参加が必要なため、排他的な支配性がないという間違った結論に至った。

本件の裁判官は、物が有形であることを厳格に捉え、参与者と電磁的記録の有無によって制御可能性を判断したが、これらからビットコインが所有権の客

(8) 七戸克彦「物：民法総則の第三章では何が規定されているのか」法学セミナー 43巻(4)号(日本評論社, 1998) 51~53頁。

(9) 王利明『物権法論』(中国政法大学出版社, 1998) 194~195頁。

(10) 馬俊駒・梅夏英「無形財産の理論と法律制定問題」中国法学(2001, 第2号) 103頁。

(11) F.H.Lawson・B.Rudde『財産法』中国大百科全書出版社(1998) 5頁。

(12) 趙磊「ビットコインの法律属性を論じる——HashFast 管理人が MarcLowe を起訴する事件から」法学(2018, 第4号) 156~157頁。

体となれないという結論を導き出すのは当然のことではない。これは、「物」の概念だけでなく、「所有権（権利）」の概念にも関係するため、掘り下げた検討に値する⁽¹³⁾。

Ⅲ. 仮想通貨の所有権の特殊性 ——ビットコインを例に——

所有権とは、物権のなかで一番主要な権利である。伝統的な理論によれば、物権は物に対する支配の権利であり、主に有体物を支配することを指すため、これで物権と有体物をベースとしないその他財産権と区別をつけたのである⁽¹⁴⁾。この理論では、有体物だけに支配権を行使することを前提として想定するが、所有権の帰属と変動の法律効果から見れば、こうした制限の実際的な意味はないと考えられる。周知のとおり、動産所有権の帰属は占有を公示の原則とし、その権利変動は交付を公示の原則とする。それに対して、不動産所有権の帰属は登記を、その権利変動は登記の変更をそれぞれ公示の原則とする。登記とその変更は文字や図表の形で存在するが、その内容は無形である。根本的に言えば、所有権の帰属と変動につき、肝心なのは、所有者が所有物を制御・支配できるか否かにあり、その物が有体物であるかどうかは要件ではないのである。仮想通貨は、所有者がそれを制御・支配さえできれば、所有権の権能に占有、使用、収益と処分というすべての内容さえ含まれれば、そして所有権の帰属と変動が明確な方式で公示できれば、所有権の客体となりうると考えられる。

1. 仮想通貨の権利帰属の表示

仮想通貨の権利帰属は、所有者の専有アカウントにある数字が表しており、あらゆる仮想通貨に明確な所有者があり、いわゆる主体が特定されている。例えば、ビットコインには一定の価値貯蔵機能と流通機能があり、その取得方式は、物権の原始取得の根拠である労働・生産にあたる「マイニング」と承継取得方式である売買や贈与等の二種類がある。これは、普通の動産物権及び不動産

(13) 鈴木尊明「ビットコインを客体とする所有権の成立が否定された事例」新・判例解説 Watch 107号（2016）1～4頁。

(14) 王利明「物権法律制定の若干問題に関する新しい思考」法学（2004、第2号）79頁。

産物権と変わりはないのである⁽¹⁵⁾。

所有権帰属の公示原則から見れば、動産は占有で、不動産は登記で、ただ形式的に異なるだけである。本質的に言えば、取引の効率を保障し取引の安全を保護するために、物の特性によって異なる公式方式を採用し、公信力を与える法律効果である。前者は主体が所有物を占有するのに対して、後者は占有を要件とせずに、第三者（登記機関）による担保である登記——擬制の公信力のある権利帰属証明により公示を行う。仮想空間に存在する特殊の電磁的記録として、仮想通貨の権利帰属の公示原則は、動産に似た「占有」もあれば、不動産の「登記」にも似ている。これらはすべて、ユーザーが特定のアカウントと専用のパスワードを通じて実現したのである。

ビットコインがほしいなら、自分のコンピュータでビットコインプロトコル（ビットコインクライアント）のプログラムを実行し、「マイニング」か取引を通じてビットコインを取得することは誰でもできる。どの方法にしても、ビットコインユーザーのアカウントとパスワードは唯一で、専有である。

こうして、ブロックチェーン技術とパスワード技術を利用して実現したビットコインの「所有」と変動の公示方式は、仮想空間において行うが、参加者の間にある共通認識メカニズムと厳密なプログラム開発のため、情報の真実性と正確性を確保でき、公信力が極めて強くなった。それがために、アカウントにあるビットコインは当該アカウントの所有者が所有することを認めるべきである。これは、動産の占有や不動産の登記と原理的に共通しており、法律効果においても根本的な区別はないと考えられる。

2. ビットコインの使用と収益

ビットコインをはじめとした仮想通貨は偶然的に出てきたわけではなく、そこに複雑な原因と背景がある。近年、技術の発展に伴い、ライフスタイルは変化しつつあり、オンライン消費が徐々に主流となってきた。電子商取引（EC）大手は、伝統的な銀行を抜きに、自己決済システムを構築しようとしてきた。アント・フィナンシャルのアリペイや WeChat ペイ、フェイスブックのリブラ（Libra）はいずれも、こうした需要に応じて生まれたのである。

前者のアリペイと WeChat ペイの決済システムは依然として、法定通貨を基

(15) 趙磊「ビットコインの法律属性を論じる——HashFast 管理人が MarcLowe を起訴する事件から」法学（2018、第 4 号）155頁。

準にしたが、後者は非法定の仮想通貨を作り上げようとした。これは、各国政府による法定通貨体系にとって、極めて挑戦的である。早くも1960・70年代から、西側諸国では、政府による独占的通貨発行に対して疑いの声があった。新自由主義の代表者であるハイエク（Friedrich August von Hayek）は、1976年に「貨幣の非国有化」という本を出版し、政府による独占的通貨発行権を打破すべきであり、どの機構も、プライベートでも通貨を発行することができ、異なる通貨の間で良性的に競争しあい、どの通貨を使用するか、人々は自由に選べるようになるべきだと主張した。

ビットコインの創造者であるナカモトサトシはハイエクのこういった考え方に影響されたかどうか分かりようもないが、ビットコインは実際的に、ハイエクの「貨幣の非国有化」思想の実証であると言っていいだろう。仮想通貨は、中央銀行に管理されず、一部引当金を借りることはできないため、信用を作り上げることはできない。脱中心化の特徴から、仮想通貨には特定の管理主体も存在しない。これらはいずれもハイエクの理想に近い。もしハイエクが生きていれば、仮想通貨のことを通貨自由化の実現だと認めるに違いないだろう⁽¹⁶⁾。

通貨の一番主要な機能は、普遍的に交換の媒介をすることであり、その経済的機能は、商品とサービスの交換に利便性を提供するのである⁽¹⁷⁾。ビットコインの特性からみれば、上述した機能を完全に備えている。これこそ、仮想通貨の法律性の体现であり、所有者は「それをほかの参加者に譲渡する権利がある」⁽¹⁸⁾。多くの国では、ビットコインはオフラインのビジネス環境においても決済手段として認められる。例えば、日本では、ビットコインで商品を購入してもらうことは喜ばしいとはっきり表明したデパートは数多い。ビットコインをめぐるエコシステムも絶えず発展していき、ビットコイン取引所や取引サービス事業者、市場情報と株価チャートのサプライヤー、ホストサービス事業者、共同マイニング業務などが挙げられる。2017年12月に、世界で最大のオプション市場であるシカゴ・ボード・オプション取引所（CBOE）とシカゴ・マーカンタイル取引所（CME）はビットコインの先物契約を相次ぎ打ち出した。

(16) 野口悠紀雄『仮想通貨革命——ビットコインは始まりにすぎない』北方文芸出版社（2017）136頁。

(17) Ludwig von Mises『通貨と信用理論』商務印書館（2015）26頁。

(18) 道垣内弘人「仮想通貨の法的性質——担保物としての適格性」近江幸治先生古稀記念『社会の発展と民法学 上巻』道垣内弘人ほか編（成文堂、2019）489頁。

長い間グレーゾーンにあった暗号通貨が主流の金融機構に認められたことは、ビットコインの市場価値の一番いい証拠となった。

3. 仮想通貨には流通の価値がある

ビットコインをはじめとした仮想通貨が登場して以来、各国はそれぞれ異なる厳しい規制の姿勢を取ってきた。中国を含めた少数の国は禁止を明確にするが、圧倒的に多数の国や地域は、ビットコインをはじめとした仮想通貨の流通を完全には禁止していない。

前述したとおり、日本は、ビットコインの流通だけでなく、条件を充たした仮想通貨取引所の設立・営業まで許可した。2016年6月3日に、日本では仮想通貨規制案を公表し、仮想通貨は決済の手段となった。2017年4月1日に、日本仮想通貨法（改正資金決済法）payment services law が成立し、施行を開始した。同法2条に、仮想通貨の定義として、以下の二つの条件を掲げた。

① 物品を購入し、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために使用することができる財産的価値があるもの

② 法定通貨と相互に交換を行うことができるもの

全体的に言えば、日本は仮想通貨に対して、適宜に規制し革新を奨励する姿勢を示し、仮想通貨及びその取引所の合法的地位を明確にしたのである。

それに対して、米政府は、ビットコインといった仮想通貨の合法的地位を否定したことはないが、規制上の態度は曖昧である。仮想通貨は証券か商品かで、米国証券取引委員会（SEC）と米国商品先物取引委員会（CFTC）は依然として合意に達していない。この間、米証券取引委員会の委員長 Jay Clayton 氏は、「ビットコインは有価証券ではない」と改めて明らかにした。同氏は、「暗号通貨は主権通貨の代替品であり…（彼らは）円やドル、ユーロの代わりに、ビットコインを利用している。この通貨は証券ではない」と述べた⁽¹⁹⁾。当面の傾向から、米政府はビットコインといった仮想通貨を商品とみなす可能性が高いようだ。

2019年6月に、規制されたビットコイン派生商品取引と清算機関 LedgerX は、米国商品先物取引委員会（CFTC）の認可を受け、公認取引所として、あらゆる規模の小売顧客に向けて、オプションと先物を含め、ビットコインの現

(19) Rakesh Sharma, SEC Chair Says Bitcoin Is Not A Security, June 25, 2019, <https://www.investopedia.com/news/sec-chair-says-bitcoin-not-security/>.

物と実物決済の派生商品契約を提供した⁽²⁰⁾。ただし、これに対する米国証券取引委員会の態度は躊躇している。2019年の初めごろ、Bitwise Asset Management, VanEck/SolidX と Wilshire Phoenix と三つのビットコイン取引所は、ビットコインに関する申請を、米国証券取引委員会に提出した。これに対して、米国証券取引委員会は議決を再三延期した。直近では2019年8月12日に、SEC は再度議決を延期した⁽²¹⁾。

仮想通貨の性質に対してまだ定説もないし、規制の態度も明らかでないが、アメリカでは、仮想通貨の価値につき、さほど異議はないようである。2019年6月29日に行ったG20大阪サミットのあと、G20諸国のリーダーたちは宣言で、暗号通貨は当面、通貨の安定性を危険にする可能性はなく、技術的革新を通じて経済に重要な利益をもたらすことができると、暗号通貨に対するこれまでの立場を改めて明確にした⁽²²⁾。仮想通貨に市場価値があるため、財産とすることができ、所有権の対象とすることは可能である。

IV. 中国における仮想通貨に対する私法上の認識

仮想通貨を最も厳しく規制する国として、中国政府は2017年9月4日に、ICO（新規仮想通貨公開）やビットコインといった仮想通貨の取引を全面的に禁止すると公告した。しかし、仮想通貨を全面的に否定するわけではなく、その性質にせよ、その取引における法的紛争の処理にせよ、規制部門と司法機関は理性的認識を持っている。規制は、公法律ではあるが、仮想通貨の私法的性質と地位にとって極めて重要な影響を持っている。これは、関連の私法判決に直接的に影響する。

(20) See Olga Khariif, *Retail Derivatives That Pay Out With Bitcoins Approved by CFTC*, June 25, 2019, <https://www.bloomberg.com/news/articles/2019-06-25/retail-derivatives-that-pay-out-with-bitcoins-approved-by-cftc>.

(21) Nikhilesh De, *SEC Delays Decisions on 3 Bitcoin ETF Proposals*, Aug 12, 2019, <https://www.coindesk.com/sec-delays-decisions-on-3-bitcoin-etf-proposals-until-autumn>.

(22) Adrian Zmudzinski, *G20 Leaders Reaffirm Position on Cryptocurrencies in Statement*, Jul 01, 2019, <https://cointelegraph.com/news/g20-leaders-reaffirm-position-on-cryptocurrencies-in-statement>.

1. 仮想通貨は仮想商品とされる

中国政府の仮想通貨に対する規制は、緩和から厳格へと変わってきた。2013年12月3日に、中国人民銀行、工業及び情報化部、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会、及び中国保険監督管理委員会の五部門は、「ビットコインのリスク防止に関する通知」（銀発〔2013〕289号で、以下「通知」と略称）を公表した。「通知」では、「ビットコインは『通貨』と呼ばれるが、通貨当局より発行されたものではないため、法定通貨でもなく、強制通用力といった通貨の属性も有しておらず、本当の意味での通貨とは言えない。性質から見れば、ビットコインは通貨と同等の法的地位を有していない以上、通貨として市場で流通することができず、そうすべきでもない」と指摘した。「通知」では、ビットコインを通貨と認めず、通貨として使用できないと述べたが、ビットコイン取引をインターネット上の商品売買行為とみなし、普通の人々は自己責任を前提に参加する自由があるとも述べた。取引の対象となれた以上、ビットコインは法的な「物」となるのも当然のことであろう。

「中華人民共和国物権法」2条2項及び「中華人民共和国民法総則」127条によると、仮想通貨は単に仮想空間に限って存在しているが、それなりの技術手段を使っていれば、制御も支配も可能となるため、データ電文の形をした仮想通貨は所有権の客体となることも、理論と制度における障害はないのである。したがって、ネットワークの仮想財産はすべて「物権法」における物でなく、ほかのシステムサーバーにおいて、権限による保障を受けて直接的に支配できる排他的なデータベース空間とほかの仮想財産であるなら、物と認定できると考えられる⁽²³⁾。

2. 仮想通貨は合法的な取引の対象ではない

2015年以降、ICO（Initial Coin Offering、新規仮想通貨公開）はアメリカから中国へ伝わってきた。ビットコインやイーサリアムの市場価格が大幅に上昇するにつれ、多くの中国人投資者の参加意欲は高まった。中国からのユーザーによるビットコイン取引量はピーク時、全世界取引総量の80%以上を占め、ビットコインマイニングも中国の西部地区に大量に集まっていた。さまざまな仮想通貨が中国で登場し、玉石混交のICOは資本に注目されるようになった。

(23) 王竹「『物権法』視野における仮想財産二分法及びその法律規制」福建師範大学学报哲学社会科学版（2008、第5号）33頁。

国家インターネット金融安全技術専門委員会（National Committee of experts on the Internet financial security technology）は、関係プラットフォームを通じて取戻したデータに基づき、「2017年上半年国内 ICO 発展状況報告」を発表した。同報告によれば、2017年上半年、中国大陸部で、65もの ICO プロジェクトがあり、融資規模は人民元に換算して凡そ26.16億元に達し、延べ参加者数は10.5万人であった⁽²⁴⁾。うち、実物のプロジェクトによる支えのないものが圧倒的で、しかも、発行された仮想通貨に「エア幣」・「ねずみ講幣」が多かった⁽²⁵⁾。ICO という看板を掲げた不法資金調達プラットフォームも混在しており、「マイニング」や「購入」といった名目で詐欺すると分かった。

投資者の合法的權益を保護し、金融リスクを防止・解消するために、2017年9月4日、中国人民銀行をはじめとした七部門は、「仮想通貨公開融資リスク防止に関する公告」（以下、「公告」と略称）を公表した。ICO の禁止のほか、「公告」では、仮想通貨融資取引所の業務制限も強調された。ビットコインを代表としたあらゆる非法定仮想通貨は中国で全面的に取引禁止とされ、仮想通貨取引所も次第に中国大陸部から撤退した。中国で、仮想通貨はもはや合法的な取引対象でなくなった。

3. 裁判所は仮想通貨に私法的意義があると認めた

2014年から2017年の間、中国では、仮想通貨取引は異常に活況となり、関連する紛争も多く引き起こされた。中国裁判文書網で公開された各級人民裁判所による査定済み事件のうち、仮想通貨に関わるものは73件ある。こうした事件において、仮想通貨につき、以下のように認識されることが分かった。

（1）仮想通貨は物権法的意味での「物」でないが、「仮想商品」である

馮亦然対北京樂酷達ネットワーク科学技術有限公司の契約紛争事件で⁽²⁶⁾、第一審の裁判所は、「ビットコイン自体に固有の価値はないが、わが国現行の

(24) 報告：2017年上半年国内 ICO プロジェクトのリリース頻度は加速的に上昇する傾向。2017年7月26日。http://www.xinhuanet.com/info/2017-07/26/c_136473993.htm, (参照2019年8月20日)。

(25) いわゆる「エア幣」「ねずみ講幣」とは、ICO 白書に何の技術説明又は実質的な技術ロードマップもない仮想通貨のことである。仮想通貨を発行して融資するのは、リアルなプロジェクトに投入するのではなく、ただ過剰宣伝を利用して、新しい投資者を絶えず引き付け、新規入ってきたお金を既有メンバーに分配する仕組みで利益を上げる。

(26) (2018)京0108民初24805号民事判決文書。

法律ではビットコインといったネットワーク仮想通貨を物権法の『物』とする定めがないことに鑑み、物権法の原則に則って、原告は所有権関連の法律規定（例えば果実）に従って被告に、ビットコインの『分岐』によるビットコイン現金の交付を要求することはできない⁽²⁷⁾」と判断した。東京地方裁判所による平成26年（ワ）第33320号事件の判決と異なり、同事件の裁判所はビットコインのことを制御・支配できるもの、しかも所有権の客体となるすべての可能性を持つものとみなした。同裁判所は、ビットコインを物権法上の「物」として否定するのは、ビットコインが有体物でないと判断したためでなく、中国の物権法では仮想通貨のような物権客体に関する定めはなく、物権法の原則に反すると判断したためである。

圧倒的に多数の判決で、ビットコインといった仮想通貨を「仮想商品」とみなす根拠は、銀発〔2013〕289号「通知」である。陳建・陳龍杰等対張鄭友の委託契約紛争事件で⁽²⁸⁾、第二審の裁判所は、「イーサリアムといった『仮想通貨』は法定通貨でもなく、強制通用力といった通貨の属性も有していないが、商品としての属性と財産的価値を有する。わが国では、法律や行政法規で、イーサリアムといった『仮想通貨』の保有と合法的流通を禁止していない」と判断した。

馮亦然対北京樂酷達ネットワーク科学技術有限公司の契約紛争事件では⁽²⁹⁾、第一審の裁判所は、「ビットコイン取引は事実として存在し、保有者はこれを通じて利益を入手したいと思っていた。ネットワークの環境で商品交換の過程において、ビットコインの価値はビットコインを取引の媒介とする市場に対する信頼によって決められるため、ビットコインは契約法における取引の対象であり、法律で保護される『民事利益』を有する」と判断した。

判決から分かるように、わが国の裁判所はビットコインといった仮想通貨の紛争解決にあたり、法律法規によって解決すると同時に、私的自治を十分に尊重した。仮想通貨を特定の仮想商品とみなし、当事者の間の取引行為を認めることは、当事者の合法的權益の保護に有利である。裁判所は、仮想通貨を

(27) 2017年8月1日20:20、ほんの一部のビットコイン開発者より打ち出された設置の異なる新しいバージョンのビットコインであるビットコイン現金 Bitcoin Cash はマイニング開始し、ビットコイン投資者のアカウントにビットコイン数量と同等のビットコイン現金（BCC）が入ってきた。

(28) (2018) 閩09民終1819号民事判決文書。

(29) (2018) 京0108民初24805号民事判決文書。

「物」と認めなかったため、東京地方裁判所平成26年（ワ）第33320号事件にあった原告による原物取戻しを請求する訴訟は、中国でも人民裁判所の支持を得ることはできない。しかし、これは中国の裁判所がこうした当事者の權益を守らないことを意味しない。

（２）物権法を適用せず、当事者は債権関係にある

筆者が集めた73の事件のうち、直接物権法を利用して解決したのは一つもなかった。刑事、行政、及び労働紛争に関する事件を除き、契約、事務管理、不当利得といった債権関係による紛争が圧倒的に多かった。これらに対して、人民裁判所は、主に下記のような認識を持っていた。一つ目は、仮想通貨は物権法上の物でなく、当事者の関係も物権関係でないため、直接「物権法」を適用しない。二つ目は、当事者の関係は契約関係であって、売買契約、委託契約、サービス契約など「契約法」によって処理すべきだと一般的に考えられる。三つ目は、当事者の間にある仮想通貨取引契約が履行されていなかった場合、不当利得とみなして紛争解決する。

（３）仮想通貨取引所の法的責任

ビットコインそのものは脱中心化であって、ユーザーの間に媒介機構を一切必要とせず、電子の指令を出せば、ビットコインは直ちに一つのアカウントからほかの指定のアカウントへ移転する。また、プラットフォームは仮想通貨の売買に信用担保を提供したり、取引の場所を集中させたりする機能を担うため、ネットワークのプラットフォームを通じて取引する仮想通貨ユーザーは圧倒的に多い。わが国では、2017年9月4日以降、仮想通貨取引所は禁止されるようになったが、それまでの何年間、仮想通貨取引所は何社もあり、中国はかつて、世界で仮想通貨参加者の一番多かった国であった。

日本でも、中国でも、ビットコインといった仮想通貨は所有権の客体ではないと思われるため、仮想通貨保有者と取引所の間で紛争が起これば、物権の請求権に基づいて仮想通貨取引所に仮想通貨の取戻しを要求することはできないのである。普通、双方の間の契約関係に基づいて解決し、特定の状況で事務管理や不当利得といった債権関係が生じることもある。そこで、本報告は、私法的意味でのプラットフォーム責任のみを取り上げるが、ネットワーク取引所を利用した不法資金調達や詐欺といった刑事犯罪行為は対象外であることを述べておきたい。

紀徳岩対済南曼維情報科技有限公司（以下「済南曼維」と略称）契約紛争事

件で⁽³⁰⁾、裁判所は、Gateio でアカウントを新規作成しビットコイン売買取引に資金を投入した紀徳岩と、ユーザーの取引にネットワーク取引所サービスを提供する Gateio の運営者曼維公司とは、サービス契約関係にあるが、それは、紀徳岩の保有するビットコインに対して取引所に保管義務があること意味するものではない。中国の関連法律法規にしたがって、ビットコインといった仮想通貨はネットワーク仮想通貨であって、合法的な物品ではなく、法律上保護を受けず、投資者の自己責任であると判断した。

おわりに

ネットワーク時代に出てきた新しい技術として、仮想通貨は投資者の注目を集めた。ビットコインをはじめとする仮想通貨は、ある意味で、法定通貨の特徴を完全に有している。それによる法律問題は複雑であって、従来の法律体系から適用できる規定をすぐに見つけることは難しい。仮想通貨の技術的特徴やプログラム開発により、その属性及び関連する法律関係の性質を深く分析し、古い法律を合理的に解釈すると同時に、時代の発展に適応できない古い概念や古い体系を更新する必要がある。前述してきた仮想通貨の物権的意味はここにある。日本も中国も伝統的な大陸法系の国であり、私法体系はほぼ同じである。事件を対照して、両国では仮想通貨を物権法上の「物」と認めないことが分かった。仮想通貨が所有権の客体となれないことは、私法だけでなく、公法の問題にもつながる。例を挙げよう。北京市海淀区あるインターネット科技会社の社員仲某は、職務上の便宜を利用し、管理者権限を通じてコードを差込み、自社サーバーにあるアプリケーションを改竄することで、同社から100のビットコインを盗んだ。法律の角度からビットコインの属性を明確にできないため、やむを得ず、2018年2月8日に、北京市海淀区人民検察院は、コンピュータ情報システムデータ非法取得罪で犯罪容疑者の仲某を逮捕することを許可した⁽³¹⁾。

日本は、近年、仮想通貨をめぐる法律制定において積極的であり、「金融商

(30) (2017) 魯0191民初315号民事判決文書。

(31) 紀敬玲、楊程。北京市初のビットコイン窃盗案にて、コンピュータ情報システムデータ非法取得罪で海淀検察院は逮捕を許可した。2018年3月30日。http://hdzfzww.bjhd.gov.cn/cx/gzcx/201803/t20180330_4284047.htm、(参照2019年8月25日)。

品取引法」と「資金決済法」の改正を相次ぎ成立させた。ICO 規制や仮想通貨の性質、取引リスク防止といった問題につき、詳しく規定してきた。それに対して、中国は比較的保守的で、特に2017年9月4日「公告」が公表されて以降、仮想通貨やICOは全面的に禁止されるようになった。将来、法律制定にあたり、仮想通貨に関連する問題を現行の法律体系に盛り込むか否かにつき、真剣に検討すべきである。

日本と中国だけでなく、世界中ほとんどの国は、私法上、仮想通貨をいかに理解するかに注目しているのが事実である。例えば、アメリカでは、ビットコインの所有権をいかに合法的に評価するかに関する討論は多い⁽³²⁾。更に深い意味で言うと、仮想通貨は単に仮想商品や暗号資産のように簡単なものではなく、一定の範囲で法定通貨に取って代わり、あるいはその地位を動揺させるかも知れない。国の金融秩序、通貨体系、及び政府の存在意義に関わる深刻な問題である。今年6月に、フェイスブック（Facebook）は、まもなく暗号通貨 Libra を発行すると突然公表した。世界的に主要な SNS として、フェイスブックは中国大陸部を除いて9億以上のユーザーをカバーしていることから、仮想通貨を発行することの影響と意義は、ビットコインを含めたあらゆる仮想通貨と比べ物にならないことになる。仮想通貨の将来は予測できないが、各国政府として、何もせずに傍観する、又は、とにかく禁止するのではなく、積極的に対応すべきである。

(32) 森下哲朗「FinTech時代の金融法の課題」資本市場374号（2016）63頁。